

# 川久保整形外科クリニック（埼玉県さいたま市）



## 施設概要

令和5年7月に電子処方箋を導入し、早期から電子処方箋を発行。近隣薬局ともコミュニケーションを取りながら、患者さんが確実に薬を受け取れるように案内しています。

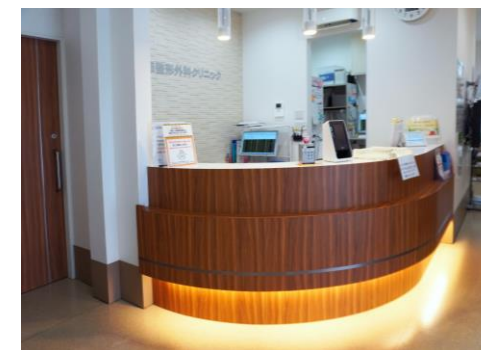


川久保整形外科クリニック  
院長 川久保さん

- ・電子処方箋はいずれ皆導入するものと思い、早期に導入しました。
- ・整形外科のため高齢の患者さんも多いので無理はせずに紙の処方箋も発行しています。紙処方箋の処方情報も電子処方箋管理サービスに登録されていきますので、患者さんへの医療の安全につながります。
- ・電子処方箋導入にあたっては、電子処方箋で調剤できる薬局が必要なため、調剤を希望する患者が多い近隣の薬局に導入を依頼しました。
- ・当院は、常勤医師1名（川久保院長）、非常勤4名の体制ですが、非常勤の医師のうち1名には早期にHPKIカードを取得してもらい、常勤と非常勤計2名が電子処方箋を発行できる体制で運用しています。
- ・周囲の医療機関がもっと電子処方箋を導入してくれることを期待しています。

## 動線イメージ図

※PCは電子カルテ・レセコン一体型の端末を指す。



## マイナ受付を実施



※下線部が、電子処方箋の導入により業務を変更した箇所、得られるメリットです。

### ①受付

- i) 診察券を提出してもらう際に、併せて「マイナンバーカードをお持ちですか?」と声をかけ、マイナ受付を促進。(★1)
- ii) 顔認証付きカードリーダーで、患者さんに処方箋の発行形態を選択してもらう。  
今回、調剤を受ける予定の薬局を患者さんに確認し(★2)、電子処方箋対応のところであれば、電子処方箋の選択をお薦めする(★3)

※電子処方箋非対応の薬局に行く場合や、ご高齢の患者さんで難しそうな場合は、無理せず紙の処方箋を選択。

iii) 医師が診察時に確認しやすいよう、診療情報、過去の薬剤情報をPDFで取得し院内のPCに格納。お薬手帳もお持ちの場合はスキャンして格納する。

(★1) 高齢の患者さんが初めてマイナ受付を行う場合は、医療事務職員が「一緒にしてみましよう」と声をかけ、カードリーダーの画面で問われていることを簡単な言葉で説明しながら、患者さんにマイナ受付を行って(同意・不同意等を選択して)もらう。

次回来院時は、「画面の文字が見えにくいときに呼んでくださいね」と声をかけることで、数回来院時に使用するとマイナ受付に慣れてもらえる。

暗証番号を覚えていない方も多いため、ロックがかかり市役所の手続きが必要になるなど、マイナ保険証に嫌な思いを持たないよう、本人確認は顔認証を選んでもらうようにしている。

(★2) 厚生労働省HPに掲載又は電子処方箋の活用・普及促進の事業を実施している埼玉県から連絡がある「電子処方箋対応施設一覧」で、近隣の薬局が電子処方箋で調剤可能か把握。導入していても、一度架電して、電子処方箋に慣れていそうかを確認してみる。

(★3) カードリーダーで表示される「電子処方箋」とは何か聞かれた場合は、当初、「自動的に処方箋が医療機関から薬局に送られ、薬局に行った時にはすでに調剤ができているもの」と患者さんが勘違いしてしまったため、現在は「何の薬を飲んでいるか医師や薬剤師の先生にみてもらえるものですよ」とあえて大まかな説明にとどめて、わかりやすくしている。

電子処方箋非対応の薬局に行く患者さんが電子処方箋を選択してしまった場合は、受付で電子カルテ上の発行形態を紙に変更する。



電子処方箋対応施設一覧」を基に薬局の電子処方箋対応や  
応需の状況を確認(★2参照)

患者

診察を受ける

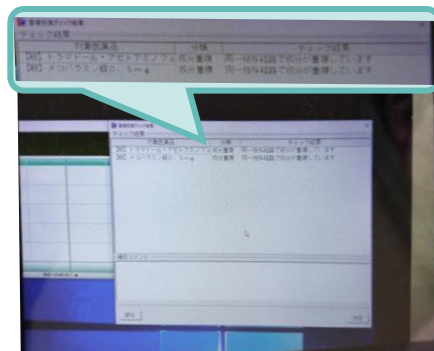
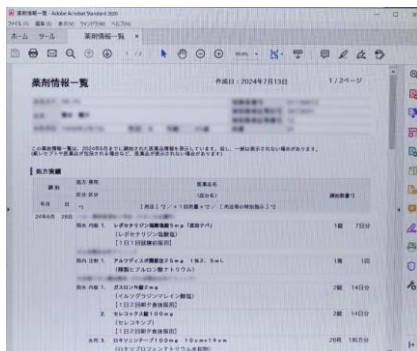
## ②診察

i) 患者さんが顔認証付きカードリーダーで選択した処方箋の発行形態が電子カルテに反映される。

ii) 受付時に院内PCに格納した診療情報、過去の薬剤情報のPDF、お薬手帳のスキャンデータを医師が確認し、患者さんの病歴や健康状態を把握する。

iii) 処方情報を入力して画面を閉じる際に、重複投薬や併用禁忌があればその旨が表示される。確認し、処方内容を再検討した上で処方箋を発行。

※HPKIカードは、都度4桁の認証キーを入力せずとも、電子処方箋を発行した際に医師の電子署名が付されるようにしている。一度認証を行った後、HPKIカードを外すまでは認証が有効となる仕組みを利用。



川久保整形外科クリニックで電子処方箋を導入し、患者さんが調剤を受けた薬局も電子処方箋を導入し調剤結果登録をしているため、直近の調剤情報が確認できている。

※下線部が、電子処方箋の導入により業務を変更した箇所、得られるメリットです。

会計

## ③会計

完了

i) 処方内容(控え)を渡す。(★)

ii) 受付時に患者さんが今回行くと確認した、電子処方箋で調剤できる薬局以外に行くと調剤できない旨を再度伝える。

(★)診察時に伝えた薬と認識の相違がないか患者さんに処方内容(控え)を確認してもらい、処方箋の再発行を防止している。

※ 処方箋を再発行すると、電子処方箋管理サービスに既に登録している修正前の処方箋の取消処理が必要となる。また、引換番号も変更となる。

- ・ 医療機関での処方箋取消処理前に、薬局が修正前の処方箋の引換番号に基づき、電子処方箋管理サービスから誤った電子処方箋を取り出して調剤してしまうことが起こらないよう、
- ・ 処方箋取消処理が上手くいかなかった場合に、調剤してもらう処方箋が複数表示され、患者さんが顔認証付きカードリーダーで選択を誤ることのないよう、

処方箋を再発行した場合には、その旨を患者さんに丁寧に説明するようにしている。

医療機関側